

滋賀県犯罪被害者等支援推進計画(骨子案)について

1 趣旨

県では、犯罪被害者等の被害回復と平穏な生活の再建を支援するため、平成 30 年に滋賀県犯罪被害者等支援条例(以下、条例という。)を施行した。令和 4 年には第 2 次犯罪被害者等支援推進計画を策定し、民間支援団体と全市町による連携協定の締結をはじめ、多様な課題への対応と犯罪被害者等を支える社会の形成を推進してきた。本計画が令和 8 年度をもって終期を迎えることから、これまでの取組を総括するとともに、近年の社会情勢の変化に伴い複雑化・深刻化する被害者への支援や県民理解の促進に向け、さらなる支援施策の推進と持続可能な支援体制の構築を目指し、第 3 次計画を策定する。

2 計画の位置付け

条例第9条の規定に基づく推進計画

(条例に示す理念を実効あるものとするための基本的な計画)

3 計画期間

令和9年度から令和 13 年度までの5年間

(参考)現行計画:第2次滋賀県犯罪被害者等支援推進計画(令和4年度～令和8年度)

4 スケジュール(予定)

令和8年 8月	総務・企画・公室常任委員会報告(骨子案)
12 月	総務・企画・公室常任委員会報告(原案)
12 月～1 月	県民政策コメントの実施
令和9年 3月	総務・企画・公室常任委員会報告(最終案)

第3次滋賀県犯罪被害者等支援推進計画 骨子案

現行計画に基づく主な成果と課題

1 主な成果

(1) (公社)おうみ犯罪被害者支援センターに設置している犯罪被害者総合窓口において、犯罪被害者一人一人の事情に配慮した相談支援を実施することができた。

(2) 「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 (SATOCO)」において、24時間365日ホットラインによる相談支援をはじめ、産婦人科医療、警察などへの付添支援、必要な場合の証拠採取などを、被害者に寄り添いながら実施することができた。

2 主な課題

(1) 相談支援件数の増加や相談内容の複雑化に対応するため、相談支援体制の整備や相談員の育成が求められている。

(2) 犯罪被害者等への県民理解の促進と、二次的被害の防止に向けた情報リテラシーの向上が求められている。

主な社会情勢の変化

1 犯罪被害者層の多様化

子どもや障害者等の被害、また、これまで社会的・心理的要因により表面化しにくかった男性の被害についても、徐々に顕在化している。

2 AIの進展やSNS等の普及による被害の深刻化

近年、AIが生成した偽動画・画像(ディープフェイク)による被害が増加しており、ネット上で拡散されると完全な削除が困難であることから、被害者に長期的かつ深刻な精神的負担をもたらしている。さらに、SNS等における誹謗中傷の拡大により、二次的被害が生じるなど、問題は一層深刻化している。

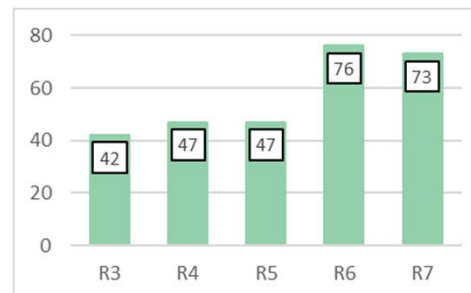


3 財産的被害の増加

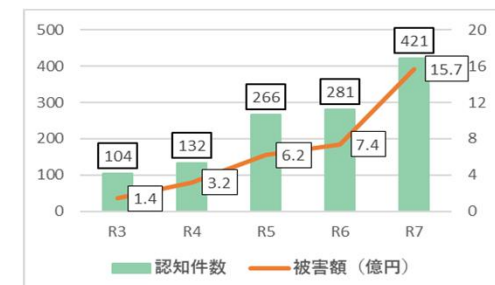
特殊詐欺は手口が巧妙化・多様化しており、発生件数・被害額ともに増加傾向にある。被害は高額な金銭的損失にとどまらず、心理的ショックや自責の念、その後の不安感など生活全般に影響を及ぼしており、経済・精神の両面で深刻化している。

(参考)

子どもへの性犯罪認知件数の推移
(単位:件)



特殊詐欺の認知件数と被害額の推移



次期計画の基本的な考え方と取組のポイント

次期計画の基本的な考え方



1 計画改定の趣旨

犯罪被害者等が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう支援施策を推進するとともに、近年の社会情勢の変化を踏まえ、課題の複雑化・深刻化および支援環境の変化に対応した今後の施策の方向性を示す。

2 計画の位置づけ

「滋賀県犯罪被害者等支援条例」第9条に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画

3 計画期間

令和9年度(2027年度)～令和13年度(2031年度)までの5年間

4 施策の基本的な方向

次の2つの方向に沿って、施策を総合的かつ計画的に推進する。

- (1) 犯罪被害者等が抱える多様な課題に応え、平穏な生活への復帰を支援する。
- (2) 犯罪被害者等を支える社会の形成を推進する。

5 目指す姿

犯罪被害者等に対する理解を深め、犯罪被害者等を社会全体で支えることで、安心して暮らしていくことができる滋賀の実現を目指す。

主な国と県の動向

1 主な国の動向

- (1) AV出演被害防止・救済法（令和4年6月施行）
- (2) 刑法の改正（令和5年7月）
「不同意性交等罪」「不同意わいせつ罪」等
- (3) 「地方における途切れない支援の提供体制の強化について」（令和6年7月警察庁通知）
- (4) 子ども性暴力防止法（令和8年12月施行予定）

2 主な県の動向

- (1) (公社)おうみ犯罪被害者支援センターと全市町との協定締結（令和2年～令和6年）
- (2) 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)協定書改定(教育機関との連携を新設)（令和5年11月）

【ポイント1】 ワンストップ支援サービスの強化

- 1 多機関ワンストップサービスの機能向上
- 2 機関内ワンストップサービスの構築

【ポイント2】 子ども・障害者・男性等への支援体制の充実

- 1 相談しやすい環境づくり
- 2 子ども・障害者への被害の未然防止
- 3 関係機関と連携した支援体制の推進

取組のポイント

【ポイント3】 被害防止に向けた教育・啓発活動の強化

- 1 インターネット上の被害防止教育の推進
- 2 特殊詐欺の被害防止

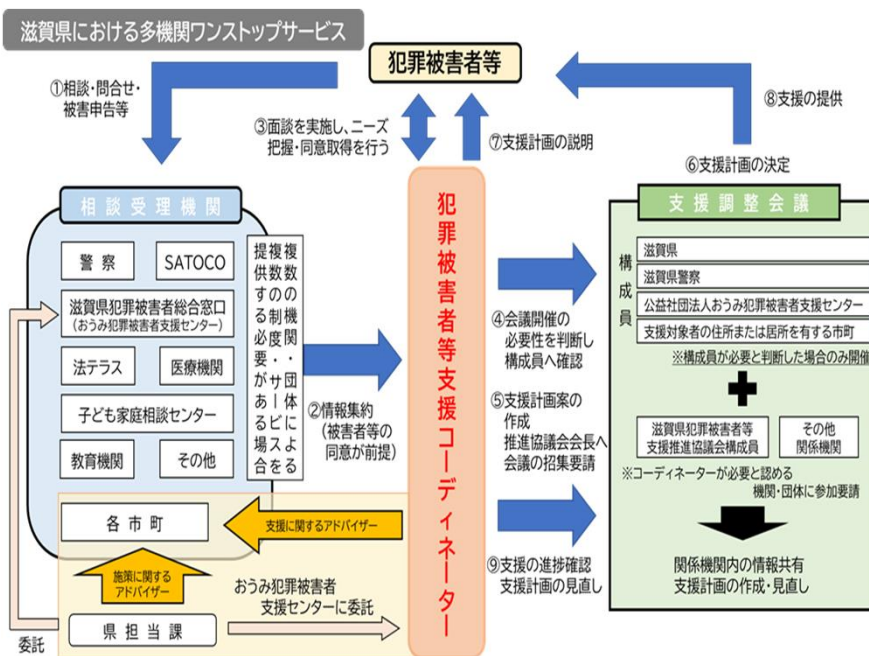
【ポイント4】 県民理解の促進

- 1 誹謗中傷などをしないための教育・啓発
- 2 広報啓発活動の拡充

1 ワンストップ支援サービスの強化

新 多機関ワンストップサービスの機能向上

関係機関の対応能力の向上を図ることにより、持続可能な体制づくりを推進し、多機関ワンストップサービスの機能向上を目指す。



新 機関内ワンストップサービスの構築

各機関内の連携を強化し、円滑な支援につながる体制づくりを推進し、被害者に途切れない支援を提供する。

2 子ども・障害者・男性等への支援体制の充実

拡充 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 (SATOCO)による総合的ケアの充実

支援者の人材育成および支援体制の強化を推進する。

新 子どもを被害から守る取組の推進

こども性暴力防止法の施行に伴い、教育現場における教育職員等による被害の未然防止を推進する。



<こども性暴力防止法 事業者マーク>
提供元:子ども家庭庁

拡充 障害のある人に対する支援

障害者福祉施設等における介助者等による性暴力の未然防止を図る。

3 被害防止に向けた教育・啓発活動の強化

新 インターネット上の被害防止に向けた教育・啓発の強化

インターネット上の被害に遭わないために、被害事例やリスク行動の周知など教育・啓発を推進する。

拡充 特殊詐欺の犯罪から守る啓発事業

新たな犯罪手口の周知や対策アプリの普及啓発を推進する。

4 県民理解の促進

新 二次的被害防止のための教育・啓発

情報モラル教育およびインターネット利用上のルールやマナーについての広報啓発を推進する。

拡充 「犯罪被害者月間」をはじめとする広報・啓発